

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年10月1日まで
厚生年金保険の加入期間を照会したところ、株式会社Aの勤務期間のうち一部の期間で、標準報酬月額の記録が実際に支給された給与額（44万円）よりも低額であることが分かった。調査の上、申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年12月1日から9年10月1日までの期間について、申立人が所持する給与支給明細書及び株式会社Aが保管する所得税源泉徴収簿から、申立人は、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成8年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人及び株式会社Aは、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していないものの、当該事業所の代表取締役は、「申立人に係る平成8年10月分及び同年11月分の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額については、同年12月分と同額であり、昇給は5月であった。」と回答している。

さらに、上記給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿において、平成8年12月分から9年4月分までの全期間における給与総支給額及び厚生年金保険料控除額が同額であることから、8年10月分及び同年11月分についても同額の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額であったことが推認できる。

したがって、申立人は、当該期間においても、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額については、44万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所（当時）に申立てのと通りの報酬月額の届出をし、申立てのと通りの標準報酬月額に応じた保険料の控除及び納付をした。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

昭和22年4月にD株式会社に入社し、その後、A株式会社に異動し、平成5年4月まで継続して勤務していたが、同社E工場から同社C工場に異動した昭和30年5月21日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録並びに複数の同僚の回答から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和30年5月21日に同社E工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和30年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事

業所の人事記録及び複数の同僚の回答によれば、当該事業所は申立期間において5人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から平成5年8月までの期間、同年9月から8年6月までの期間、同年10月から9年8月までの期間及び12年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から平成5年8月まで
② 平成5年9月から8年6月まで
③ 平成8年10月から9年8月まで
④ 平成12年2月から同年5月まで

私は、昭和56年11月に離婚し、実家に戻った際、将来を心配した父親に勧められ国民年金に加入した。加入手続は父親が行ってくれ、申立期間①の国民年金保険料は、63年8月までは父親が、以降は母親が納付してくれていた。当時、保険料は1か月5,000円以下で、両親も「まだ、納付しやすい。」と言っていたことを覚えている。申立期間②、③及び④は自分で納付し、保険料額が上がり、苦しい思いであったことを憶えている。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年11月頃国民年金に加入し、国民年金保険料については、申立期間①は両親が、申立期間②、③及び④は自身が納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人が当時居住していたA県内全てについて検索したが該当者はおらず、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は

見当たらず、昭和 56 年 11 月頃国民年金に加入したとする申立内容と符合しない。

また、オンライン記録によれば、申立期間①、②及び③の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は平成 12 年 7 月 26 日に追加されていることから、申立人は、この時点まで、国民年金に未加入であり、これは、B 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は登載されていないこととも整合している。

さらに、申立期間②、③及び④について、当時、B 市では、国民年金保険料の納付書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されており、申立期間②、③及び④の合計 49 か月にわたって保険料納付記録が漏れるとは考え難い。

加えて、申立人の両親又は申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の基礎年金番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻時の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年12月から59年2月まで
20歳になった昭和55年*月頃、私は大学生であったが、当時A市職員をしていた父親がA市B区役所で私の国民年金加入手続きを行い、同区役所で申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと聞いている。申立期間が納付済みになっていないことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和55年*月頃A市B区役所で国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を同区役所で毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格記録により、昭和61年1月14日から同月17日までの間に払い出されているものと推認されることから、申立人の父親は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和60年12月26日」と記載されていることが確認でき、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストの記録とも一致していることから、申立人は、申立期間について、国民年金に未加入であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、オンライン記録における申立人の国民年金被保険者資格取得日に

ついて、加入当初は昭和 60 年 12 月 26 日となっていたところ、平成 18 年 11 月 1 日の時点で、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 60 年 12 月 29 日に変更されている。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、旧姓を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるとはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの期間及び38年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで
② 昭和38年7月から40年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、国民年金制度発足後、半年ほど過ぎてから国民年金の加入手続を行い、昭和36年4月からの保険料を毎月又は3か月に一度、夫の保険料と一緒に集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、国民年金制度発足後、半年ほど過ぎてから国民年金の加入手続を行い、昭和36年4月からの保険料を毎月又は3か月に一度、申立人の夫の保険料と一緒に集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年8月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人及びその夫は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立期間①及び②の保険料を納付することは可能であったものの、申立人に係る特殊台帳において、申立期間①及び②は未納とされていることが確認できる上、申立期間は併せて30か月に及んでおり、申立期間①及び②の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も特殊台帳において未納とされていることが確認できることから、

申立人及びその夫の保険料納付記録が全て漏れるとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年9月10日から59年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成9年7月17日から10年11月11日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月10日から59年7月1日まで
② 平成9年7月17日から10年11月11日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①について標準報酬月額が大幅に低くなっている。当時は毎年昇給しており、業務内容にも大きな変更は無かったので、調査の上、申立期間①の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。また、株式会社B（現在は、株式会社C）には平成9年7月17日から勤務を開始したが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は10年11月11日となっており、申立期間②における被保険者としての記録が無い。調査の上、申立期間②について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aが保管する厚生年金基金加入員台帳では、申立人について昭和58年9月10日に同社D事業所から同社E事業所に異動し、標準報酬月額が22万円に決定された旨記載されており、当該標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同時期に同社D事業所から同社E事業所に異動している複数の同僚についても、申立人と同様に、同社E事業所における資格取得日（昭和58年

9月10日)の標準報酬月額は、従前よりも低い額が記録されており、59年7月1日に異動前とほぼ同じ標準報酬月額に随時改定されていることが確認でき、当該標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額が訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②について、申立人が提出している当時の日誌及び預金通帳における給与振込額の記録から、申立人が申立期間②において株式会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Bの後継事業所である株式会社Cに照会したところ、当時の人事記録等の資料は保管していないため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、株式会社Cが保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、同社が社会保険事務所(当時)に届け出た申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成10年11月11日であることが確認できる。

さらに、当時、株式会社Bにおいて、申立人を含む複数の派遣社員を担当していた株式会社C取締役は、当時の株式会社Bにおける厚生年金保険の取扱いについて、派遣社員本人が希望しなければ強制的に加入させていなかった旨回答している。

加えて、申立人と同時期に、申立人と同じく派遣社員として株式会社Bに勤務していた複数の元従業員は、入社後しばらくして自ら希望して厚生年金保険に加入したと回答している。

これらのことを総合的に判断すると、申立期間②当時、株式会社Bにおいては、全ての従業員について、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。